

寝屋川市上下水道局下水道マンホール広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、寝屋川市上下水道局広告掲載取扱要綱(平成20年4月1日制定。以下「要綱」という。)第5条の規定に基づき、寝屋川市上下水道局(以下「上下水道局」という。)が下水道マンホールの蓋に掲載する有料広告(以下「マンホール広告」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載対象)

第2条 マンホール広告を掲載するマンホールは、原則として道路法(昭和27年法律第180号)第16条第1項の規定により道路管理者が管理を行う道路であって、歩道上に設置され、上下水道局が維持及び管理を行うマンホールとし、設置箇所については別に定めるとおりとする。

(広告の規格等)

第3条 マンホール広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) マンホールの蓋の中心から半径25センチメートルの円形とする。
- (2) ステンレス製プレートに広告を印刷したシートを貼付し、表面に滑り止めの特許エンボス仕上げを施したもの。
- (3) 色はフルカラーとする。
- (4) 広告掲載料 年間79,200円(月額6,600円)(消費税及び地方消費税を含む)

(広告の掲載期間)

第4条 マンホール広告を掲載する期間(以下「掲載期間」という。)は、1月を単位として、マンホール広告が設置された日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「開始月」という。)から起算して、原則5年間とする。

(掲載の申込み)

第5条 掲載希望者は、要綱及びこの要領を熟覧の上、原則としてマンホール広告の掲載を希望する月の前月末日から起算して2か月前までに、寝屋川

市上下水道局マンホール広告掲載申込書（様式第1号）を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出するものとする。

（広告の掲載の決定）

第6条 要綱第14条に規定する掲載決定通知書及び非掲載決定通知書は、寝屋川市上下水道局マンホール広告掲載決定通知書（第2号様式）及び寝屋川市上下水道局マンホール広告非掲載決定通知書（第3号様式）とする。

（デザインの提出）

第7条 広告主は、マンホール広告のデザインのデータを管理者が指定する期日までに作成し、提出するものとする。

2 管理者は、前項のデザインについて、広告主に対し、内容の修正等を指示することができる。

（マンホール広告蓋の仕様等）

第8条 マンホール広告蓋の仕様については、以下の表のとおりとし、「寝屋川市型下水道用鋳鉄製マンホール蓋（直径600mm）」の性能に準拠するものとする。ただし、蓋表面については、直径500mmの広告用プレート（以下「プレート」という。）が取り付けできる構造とする。また、その設置は上下水道局が行うものとする。

| 製品仕様と品質特性 項目 | | 製品仕様又は品質特性 |
|--------------|----------------------|--|
| 荷重区分 | 鉄蓋 | T-14 |
| プレート | | 歩道用 ※車両の車輪の通る箇所等、車両乗入れ部への設置はできない。 |
| 基本構造、機能及び寸法 | 基本構造 （現場取 付可能） | デザインストリーマーは、蓋表面に設置現場で広告用プレートの取り付け、交換が可能な構造とする。 |
| 突出抑制構造 | | 蓋表面にプレートを取り付けた際に、蓋表面から突出しない構造と |

| | |
|------|--|
| | する。 |
| 設置方向 | プレートの設置方向を、設置現場で自由に設定できる構造とする。 |
| 構造 | プレートは、図柄を印刷したものを鋼板等に貼付け、蓋に固定できるように加工し、図柄印刷面を保護した構造とする。 |
| デザイン | プレートは、直径500mmの情報表示可能範囲にデザイン案図に基づいた図柄を表現するものとする。 |

(費用の負担)

第9条 前条のマンホール広告蓋の設置に要するプレートの材料費、製作費は、広告主が負担するものとする。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告主は、管理者が指定する納付書により広告掲載料が発生する年度までに当該年度分を納入するものとする。ただし、最終日が寝屋川市の休日に関する条例(平成2年寝屋川市条例第16号)第1条に定める市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日とする。

(維持管理等)

第11条 管理者は、マンホール広告を掲載したマンホールの維持管理を行う。
2 上下水道局は、前項のマンホールに起因して、第三者に損害を与えた場合は、その責任を負う。ただし、マンホール広告のデザインに起因して第三者に損害を与えた場合は、広告主がその責任を負う。

(広告の掲載期間の満了)

第12条 掲載期間が満了した時は、寝屋川市上下水道局マンホール広告掲載満了通知書(第4号様式)により通知する。

(撤去)

第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、要綱第20条の規定にかかわらず、当該マンホール広告を撤去する。

- (1) 掲載期間が満了した場合
- (2) マンホール広告の掲載を中止した場合
- (3) マンホール広告の掲載の決定を取り消した場合
- (4) 第4条第2項の規定によりマンホール広告の掲載を停止した場合
(広告の掲載期間の変更)

第14条 管理者は、広告主から掲載期間中に、寝屋川市上下水道局マンホール広告掲載変更申出書(第5号様式。以下「変更申出書」という。)の提出により掲載期間の変更の申出があった場合は、1月を単位として掲載期間を短縮することができる。

2 管理者は、前項の規定により決定した掲載期間の変更の諾否について、寝屋川市上下水道局マンホール広告掲載変更決定通知書(第6号様式。以下「変更決定通知書」という。)により通知するものとする。

(デザインの変更)

第15条 広告主は、掲載期間中にマンホール広告のデザインの変更を希望する場合は、管理者に変更申出書を提出するものとする。この場合において、デザインの変更に伴い必要となるプレート作成に係る費用については、第9条の規定を準用する。

2 前項の規定によりマンホール広告のデザインを変更した場合は、変更した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)を開始月とみなす。ただし、デザイン変更後の掲載期間は、当初契約期間を超えることはできない。

3 管理者は、第2項の規定により決定したデザインの変更の諾否について、変更決定通知書により通知するものとする。

(掲載の停止)

第16条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、マンホール広告

の掲載を停止することができる。

- (1) 市の事業を広報するために必要がある場合
- (2) 下水道事業の工事のために必要がある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める場合

2 管理者は、前項の規定によりマンホール広告の掲載を停止したときは、その停止期間を寝屋川市上下水道局マンホール広告掲載停止通知書（第7号様式）により、広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定によりマンホール広告の掲載を停止したときは、第4条の規定にかかわらず、その停止期間に応じて掲載期間を延長できるものとする。

4 第1項の規定によるマンホール広告の掲載の停止に起因して生じた損害については、管理者は、賠償の責めを負わないものとする。

（広告の掲載決定の取消し）

第17条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主へ通知することなく、マンホール広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納入しない場合
- (2) 広告主が、指定する期日までにマンホール広告のデザインのデータを提出しない場合
- (4) マンホール広告の内容及びデザイン等が、法令、要綱又はこの基準に違反した場合
- (5) 前3号に掲げるもののほか、管理者がマンホール広告の掲載が適切でないことが新たに判明した場合

（広告掲載料の還付）

第18条 広告主の責めに帰すべき事由により掲載が終了したとき、すでに納入された広告掲載料は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、広告掲載者の責めに帰さない事由により、マンホール広告を掲載することができなくなったとき、要綱第16条第2項ただし書の規定により、納付された広告掲載料の全部又は一部を還付するものとする。

3 前項の規定により還付する広告料の額は、納付された広告掲載料のうち、広告の掲載ができなかった期間に相当する額を月割りで算定した額とする。

4 第2項の規定により還付する広告掲載料には利子は付さないものとする。
(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、マンホール広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年5月11日から施行する。